

日本国 国立がんセンター と
中華人民共和国 国立がんセンター 間の
がん研究協力に関する覚書

日本国 国立がんセンター (National Cancer Center, Japan 以下「NCC, Japan」と称する) と中華人民共和国 国立がんセンター (National Cancer Center, Peoples Republic of China 以下「NCC, P.R. China」と称する) は、2008年11月2日に署名された日本国厚生労働省と中華人民共和国衛生部と衛生及び医学科学に関する協力覚書に基づき、両国民、ひいては人類全体の健康と福祉を増進させるために両機関の緊密な協力体制を築き上げることが極めて有意義であるとの認識にたち、以下の内容の協力をを行うことを決定した。

第1：目的

この覚書は人的・技術的資源の交流を含む NCC, Japan と NCC, P.R. China 間の協力に関する事項を規定することを目的とする。

第2：協力事項

NCC, Japan と NCC, P.R. China は次の活動について相互に支援・協力する。

- (1) がんに関する共同研究
- (2) 共同学術会議の開催
- (3) 人材の開発と交流
- (4) がんに関する情報の共有
- (5) がん予防・克服プログラムの開発

第3：方法

NCC, Japan と NCC, P.R. China は必要に応じて、以下の基本的事項の具体化に向けて取り組む。

- (1) がんに関する共同研究の課題、実施方法
- (2) 共同学術会議・ワークショップ・シンポジウム等の開催方法
- (3) 研修コースや科学者の相互訪問を含む人材開発の方法
- (4) がんに関する情報の共有及び交換の方法と具体的な対象等
- (5) これらの取組を総括するために定期的に開催される評価会議
- (6) 協力の遂行のための費用の調達について努力する

第4：条件

NCC, Japan と NCC, P.R. China は、平等、互恵、成果共有、知的財産保護、そして国際規則遵守に基づき協力し、それぞれの国における法規に従う。

第5：協力期間

この協力関係は NCC, Japan と NCC, P.R. China がこの覚書に署名した日から 5 年間継続する。その後はどちらか一方の機関が期間の満了 6か月前までに書面で終了の意図を通告しない限り 3年ずつ自動的に延長される。

第6：変更と終了

この覚書に関して、両者の同意により協力関係の変更をすることができる。NCC, Japan と NCC, P.R. China は協力関係を維持できない特別な事情が発生した時には、書面で相手方に通知することにより協力関係を終了できる。

この覚書は、NCC, Japan と NCC, P.R. China の代表者により署名され、英語、日本語、中国語によりそれぞれ 2通作成した。

英文との間で齟齬がある場合、英文を優先する。

中華人民共和国 北京にて

2009年10月25日

日本国

国立がんセンター

総長 廣橋 説雄

中華人民共和国

国立がんセンター

総長 趙 平